

## ご 案 内

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている  
保険医療機関。

1.当病院は療養病棟入院基本料1の届出を行っており、1日に7人以上の  
看護職員と7人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は  
15人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時から朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は  
22人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は43人以内です。

2.当病院は、次の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局へ  
行なっています。

療養病棟入院基本料(療養病棟入院料1)

(在宅復帰機能強化加算、夜間看護加算、経腸栄養管理加算)

療養病棟療養環境加算1

認知症ケア加算3

がん治療連携指導料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

運動器リハビリテーション料( )

3.当病院は、入院時食事療養( )・入院時生活療養( )の届出を行っており、  
管理栄養士によって管理された食事を適時・適温にて提供しています。

提供時間 (朝食 : 8時 昼食 : 12時 夕食 : 18時)

4.当病院では、入院証明書等の文書料や保険適用外費用については実費の  
負担をお願いしています。なお、保険診療は非課税ですが、文書料・保険  
適応外費用には消費税が課税されます。